

津波災害警戒区域の指定及び津波被害想定の設定について

1 津波災害警戒区域の指定（平成29年3月31日指定）

- 平成28年3月に京都府が公表した「津波浸水想定」を踏まえ、警戒避難体制を特に整備すべき区域を指定。なお、津波浸水想定と同一の区域を指定。
- 10mメッシュごとに基準水位（津波のせり上がりを考慮した水深）も公表。
- 各市町における主要な地域（役場付近等）の浸水深と基準水位

市町	地域（字）	浸水深	基準水位	付近の建物等
舞鶴市	浜	0.1～0.7 m	0.1～0.8 m	しおじプラザ（基準水位：0.4m）
宮津市	鶴賀	0.1～1.4 m	0.1～1.5 m	宮津会館（基準水位：0.9m）
京丹後市	網野町浅茂川	0.1～3.7 m	0.1～3.8 m	浅茂川海水浴場（基準水位：3.8m）
伊根町	平田	0.1～1.6 m	0.1～1.6 m	伊根浦公園（基準水位：1.6m）
与謝野町	弓木	0.1 m	0.1～0.2 m	野田川河口

▶ 「津波災害警戒区域」指定の効果

- 市町においてハザードマップの作成等や、区域内の避難促進施設（社会福祉施設、学校、医療施設等：市町により指定）における避難確保計画の作成等が義務付け。
- 「津波災害警戒区域」指定は、宅地建物取引業法における重要事項説明の対象となる。

※ 公表について

- 津波災害警戒区域 位置図・区域図、津波災害警戒区域を含む字名及びその範囲を明示した図（字記載図）を公表

・公表の方法

① 京都府ホームページへの掲載

<http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/2903tsunamikeikaikuiki.html>

② 下記の場所において印刷物による公表

＜ 京都府 ＞

防災消防企画課、中丹広域振興局総務室、丹後広域振興局総務室、同宮津地域総務室

＜ 関係市町 ＞

舞鶴市役所（危機管理・防災課）、宮津市役所（消防防災課）、京丹後市役所（総務課）、伊根町役場（総務課）、与謝野町役場（防災安全課）

2 津波被害想定の設定

(1) 津波被害想定の対象断層

津波浸水想定の設定の際に計算対象とした、最大クラスの津波を起こす地震の7断層

（→ F20、F24、F49、F52、F53、F54、日本海中部地震）

※ 対象とする断層による地震動と津波を想定し、被害数量を計算する。

(2) 津波被害想定を行う項目

＜建物被害＞「全壊」「半壊」「焼失建物」

＜人的被害＞「死者数」「負傷者数」「重傷者数」「要救助者」「短期避難者数」「長期避難者数」

※ 京都府地震被害想定調査（平成20年度公表）と同様の9項目

(3) 津波被害想定への取扱い（京都府地震被害想定調査との関係）

対象とする7断層のうち、F53（若狭湾内断層）、F54（郷村断層）については、京都府地震被害想定調査の対象断層にも含まれているが、被害想定に使用した断層モデルや人口等が異なることから、併存させる。

〈津波災害警戒区域の指定〉

「津波災害警戒区域」

〔区域〕 津波浸水想定区域（浸水深1cm以上）と同一

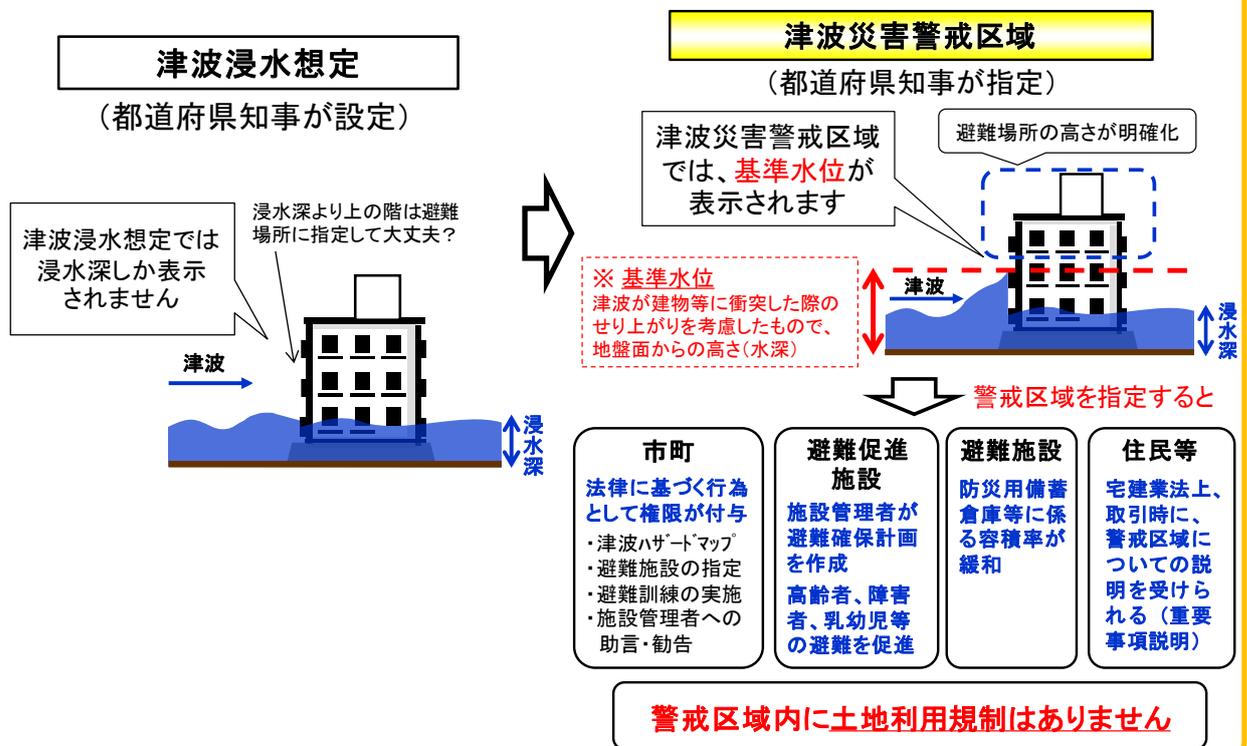
〔表示〕 10mメッシュごとに基準水位（10cm単位）を記載

○ 津波災害警戒区域とは

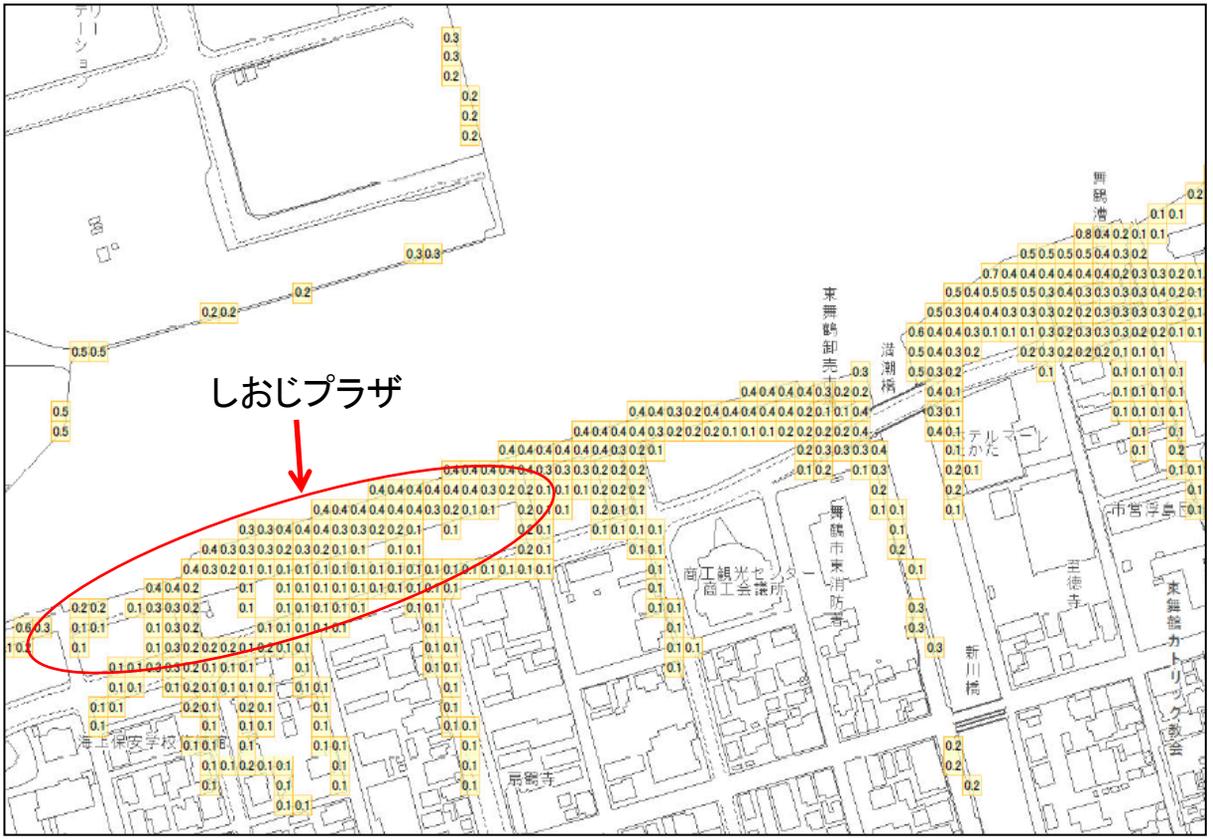
- ◆ 最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域
- ◆ 指定にあたり、「基準水位」（下図参照）もあわせて公表

○ 津波災害警戒区域指定のねらい

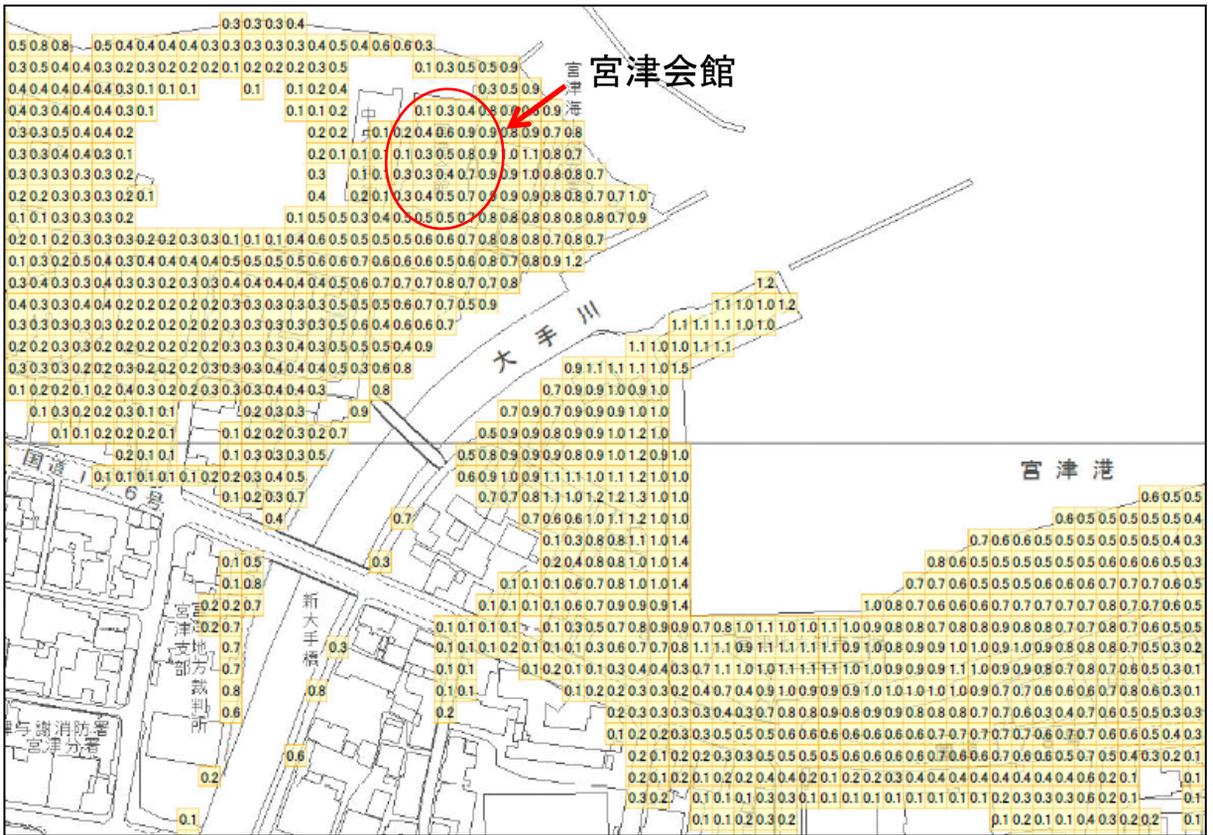
- ◆ 「区域指定」により、市町においてハザードマップの作成等が、区域内の避難促進施設（社会福祉施設、学校、医療施設等：市町により指定）において避難確保計画の作成等が義務付けられるなど、避難対策がより確実なものになる
- ◆ 「基準水位」により、より実効性の高い避難対策が可能となる
 - ・ 津波から避難する上での有効な高さを想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安になる



舞鶴市(浜)



宮津市(鶴賀)



京丹後市(網野町浅茂川)



伊根町(平田)



与謝野町(弓木)



断層位置図

